

○八幡市社会福祉法人等介護保険利用者負担額軽減助成金交付要綱

平成17年10月1日告示第65号

改正

平成18年3月31日告示第30号

平成18年6月29日告示第68号

平成19年4月1日制定

平成21年4月1日告示第29号

平成23年4月1日告示第29号

平成24年4月1日告示第25号

平成27年6月15日告示第57号

八幡市社会福祉法人等介護保険利用者負担額軽減助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等（以下「法人」という。）が、低所得で生計が困難である者及び生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護者（以下「生活保護受給者」という。）に対して利用者負担額の軽減を行った場合、当該法人に対し助成金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者負担軽減の対象者)

第2条 利用者負担額の軽減の対象者は、本市が行う介護保険の被保険者であって次に掲げる要件のすべてを満たす者のうち、その者の収入、世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市長が認めた者及び生活保護受給者（個室の居住費に係る利用者負担額についての軽減の場合に限る。）とする。

(1) 市民税非課税世帯に属すること。

(2) 年間収入が単身世帯にあっては150万円、単身世帯以外の世帯にあっては150万円に世帯員が2人以降1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。

(3) 預貯金等の額が単身世帯にあっては350万円、単身世帯以外の世帯にあっては世帯員が2人以降1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。

(4) 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。

(5) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

(6) 介護保険料を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、軽減の対象としないものとする。

(1) 介護保険法施行法（平成9年法律第124号）に規定する旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者。ただし、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額についての軽減の場合を除く。

(2) 介護老人福祉施設に入所している利用者負担第2段階の者。ただし、食費及び居住費を除く。

(軽減対象サービス)

第3条 軽減の対象となるサービスは、次に掲げるものとする。

(1) 居宅サービス（訪問介護、通所介護、認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスをいう。）

(2) 施設サービス（介護福祉施設サービス及び地域密着型介護福祉施設サービスをいう。）

(軽減額)

第4条 利用者負担額の軽減は、その4分の1（老齢福祉年金受給者にあっては2分の1）を原則とし、利用者の収入、世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、市長が個別に決定する。ただし、生活保護受給者については、利用者負担の全額とする。

(軽減の申請)

第5条 利用者負担額の軽減を受けようとする者は、必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

(確認証)

- 第6条 市長は、前条の申請を受理したときは審査を行い、申請者にその適否を通知するとともに、軽減対象に該当する者に確認証を交付するものとする。
- 2 確認証の有効期間は、申請のあった日の属する月の初日から同月の属する年度の翌年度の7月31日までとする。ただし、申請のあった日の属する月が4月から7月までのいずれかの場合は、当該年度の7月31日までとする。
- 3 確認証の交付を受けた者は、介護保険サービスを受けるときは、当該サービスを提供する社会福祉法人等に対して確認証を提示しなければならない。
- 4 確認証の交付を受けた者は、交付された確認証を紛失し、又は破損した場合は、確認証の再交付を市長に申請することができる。
- 5 確認証の交付を受けた者は、その記載事項等に変更が生じた場合は、その変更に関する事項その他市長が必要と認める事項について、市長に届け出なければならない。
- 6 市長は、確認証の交付を受けた者が対象者でなくなった場合は、確認証を返還させるものとする。

(他施策との適用関係)

- 第7条 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置に基づく利用者負担の減額を受けている者については、当該減額の適用を行った後、本要綱に基づく負担軽減を行うものとする。
- 2 法に規定する高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費又は高額医療合算介護予防サービス費（以下「高額介護サービス費等」という。）を受給できる者については、本要綱に基づく負担軽減を行った後、高額介護サービス費等の支給を行う。
- 3 法に規定する特定入所者介護サービス費及び特定入所者支援サービス費（以下「特定入所者介護サービス費等」という。）を受給できる者については、特定入所者介護サービス費等の支給後の利用者負担額について、本要綱に基づく負担軽減を行うものとする。

(助成金の交付対象となる法人)

- 第8条 助成金の交付の対象となる法人は、あらかじめ利用者負担額の軽減を行う旨を市長及び介護保険サービスを提供する事業所又は施設の所在地の都道府県知事に届け出たものとする。

(助成金の額)

- 第9条 助成金の額は、次の各号に掲げる介護サービスの区分に従い、当該各号に定める額とする。
- (1) 第3条第1号の居宅サービス 法人が行った事業所単位の利用者負担額の減額総額(以下「軽減総額」という。)のうち、当該法人の本来受領すべき利用者負担収入(軽減対象となるものに限る。以下「利用者負担総額」という。)の100分の1を控除した額の2分の1に相当する額
- (2) 第3条第2号の施設サービス 軽減総額のうち、利用者負担総額に対する割合の区分に従い、次に掲げる額の合計額
- ア 100分の10までの部分 100分の1を控除した額の2分の1に相当する額
- イ 100分の10を超える部分 全額

(助成金の交付)

- 第10条 助成金の交付を受けようとする法人は、必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請を受理したときは審査を行い、適当と認めるときは交付すべき助成金の額を決定し、当該法人に通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた法人は、請求書を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該法人に対し、助成金を交付するものとする。

(その他)

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 平成18年7月1日から平成20年6月30日までの間、第2条（第1項第2号を除く。）及び次のいずれにも該当する者についての第4条の適用については、同条中「4分の1」とあるのは「8分の1」とする。
- (1) 利用者負担第4段階に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市民税が課されていないものとした場合、利用者負担第3段階に該当するものであること。

(2) 年間収入が単身世帯で190万円、単身世帯以外の世帯にあつては190万円に世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。

3 平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間、第4条の適用については、同条中「4分の1」とあるのは「100分の28」と、「2分の1」とあるのは「100分の53」とする。

附 則 (平成18年3月31日告示第30号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年6月29日告示第68号)

この要綱は、平成18年7月1日から施行し、同日以後のサービスの提供から適用する。

附 則 (平成19年4月1日制定)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日告示第29号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日告示第29号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日告示第25号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年6月15日告示第57号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年6月15日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の八幡市社会福祉法人等介護保険利用者負担額軽減助成金交付要綱の規定により交付されている確認証は、この要綱による改正後の八幡市社会福祉法人等介護保険利用者負担額軽減助成金交付要綱の規定により交付された確認証とみなす。